

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者名：初島電設株式会社
(法人番号4170001002660)
業者の住所：和歌山県和歌山市冬野 1 3 5 9 番地 7
- 2 指名停止措置期間：令和 8 年 3 月 5 日から
令和 8 年 4 月 4 日まで（1 か月）
- 3 指名停止措置の範囲：富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県
- 4 事実概要： 上記有資格業者は、和歌山県発注の工事において、建設業法に違反し、契約書を作成しないまま一部下請負業者に工事を施工させ、また施工体系図や標識の掲示を怠ったまま工事を施工していたことが建設業法第 2 8 条第 1 項本文に該当するとして、和歌山県知事から令和 7 年 1 2 月 2 2 日付けで、同法第 2 8 条第 1 項の規定に基づく監督処分（指示処分）を受けた。
- 5 指名停止措置理由： 上記事実は、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第 2 第 1 3 号（建設業法違反行為）に該当するため。

指名停止措置要領付表第 2 第 1 3 号「抜粋」

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 1 3 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 1 月以上 9 月以内